

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る説明会の実施に関する指針

この指針は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る説明会(以下「説明会」という。)の実施に当たって周知する範囲等の必要な事項を定めることにより、秩序ある土地の利用と良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

1 産業廃棄物処理施設

高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例(平成13年高砂市条例第4号)第2条第1号に規定する産業廃棄物処理施設を次の4種類に分類する。

- (1) 産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。)
- (2) 産業廃棄物の中間処理施設(焼却施設、石綿含有産業廃棄物の熔融施設等、法令に基づく手続の際に告示又は縦覧が必要な施設をいう。)
- (3) 産業廃棄物の中間処理施設(前号に掲げるものを除く。)
- (4) 産業廃棄物の積替え又は保管施設

2 関係地域

産業廃棄物処理施設の設置に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域とする。

3 関係住民

産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められ、かつ、関係地域内に居住する者及び関係地域内において事業活動を行う者であって、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設置予定場所をその区域内とする自治会等
- (2) 汚水排出施設における排出先の直下流水利権者
- (3) 設置予定場所が借地の場合にあつては、その土地の所有者
- (4) 設置予定場所に隣接する土地の所有者

4 周知範囲として定める関係地域は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる施設にあつては、当該施設の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物の搬出及び搬入のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。)の境界線から500メートル以内の地域
- (2) 第1項第3号に掲げる施設にあつては、当該事業用地の境界線から200メートル以内の地域
- (3) 第1項第4号に掲げる施設にあつては、当該事業用地の境界線から50メートル以内の地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地や水の利用

状況、交通、事業計画の内容及びその他の事項を総合的に勘案し、環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域

- (5) 前各号の規定にかかわらず、産業廃棄物処理施設で取り扱う産業廃棄物が大量に市外から持ち込まれると推測され、市内全体に環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合にあっては、市内全域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高砂市連合自治会又は関係住民等から要請があった場合にあっては、市内全域

5 市は、前項に規定する関係地域内に所在する自治会、水利組合、農会等の関係住民と十分に相談及び調整を行い、説明会の周知範囲を定めるものとする。